

白川町第6次総合計画の策定について

1. 白川町総合計画とは

・白川町が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、町政運営の基本方針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる。

〔総合計画の構成〕

- 1 基本構想
 - ・町が目指すまちの姿を明らかにし、これらを実現するための施策の大綱を示すもの
- 2 基本計画
 - ・基本構想を実現するために、必要な諸施策を体系的に明らかにしたもの
- 3 実施計画
 - ・基本計画に掲げた施策を年度別に具体化し、どのように実施していくかを明らかにしたもの

2. 総合計画の策定義務と位置付け

〔地方自治法第2条第4項〕○昭和44年 地方自治法改正による基本構想策定の義務付け
「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」



- 平成23年5月「地方自治法の一部を改正する法律」により基本構想策定の義務付け廃止
- 平成31年3月「白川町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例」により「総合計画基本構想の策定・変更・廃止」を追加

3. これまでの総合計画 別紙「総合計画策定の推移」参考

4. 他計画等との関係

・白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略や過疎地域自立促進計画、辺地総合整備計画などは総合計画と密接な関わりがあることから、総合計画策定にあたって、他計画の進捗、変更、更新などを常に意識するものとする。

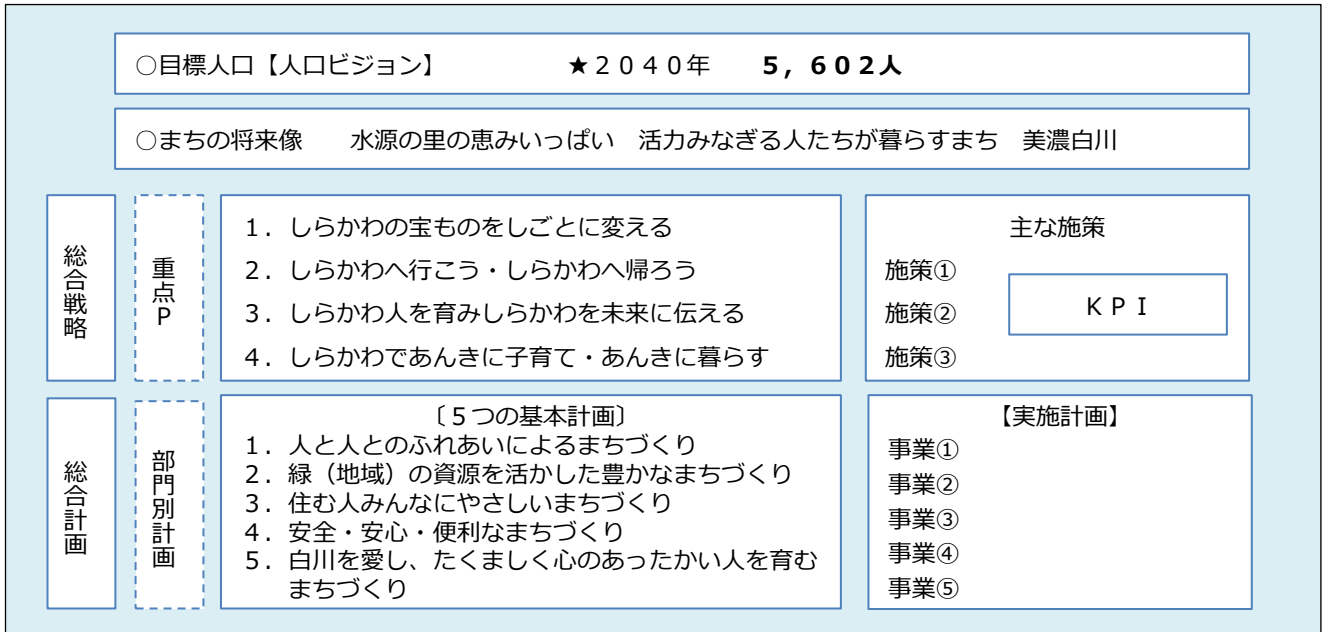
5. 白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

・「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、加速的に進む人口減少に歯止めをかける。

国	【長期ビジョン】 2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望
	【総合戦略】 2015～2019年度（5か年）の政策目標及び施策
地方	【人口ビジョン】 地方公共団体の人口動向・将来人口推計の分析や中長期の将来展望
	【総合戦略】 地方公共団体の2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策 1. 安定した雇用の創出 2. 地方への新しいひとの流れをつくる。 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。 4. 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

6. 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

- (1) 総合戦略を総合計画の重点プロジェクトとして位置付け、一体的な計画を策定する。
(2) 総合計画審議会は総合計画及び総合戦略の策定、総合戦略検証委員会は総合戦略の事業評価及び検証を行う役割を担う。



7. 計画の目標年次

- (1) 基本構想 2021年度から2028年度まで 8年間
(2) 基本計画
 ①前期計画 2021年度から2024年度まで 4年間
 ②後期計画 2025年度から2028年度まで 4年間
(3) 実施計画 2年間（毎年度修正ローリングを行う）

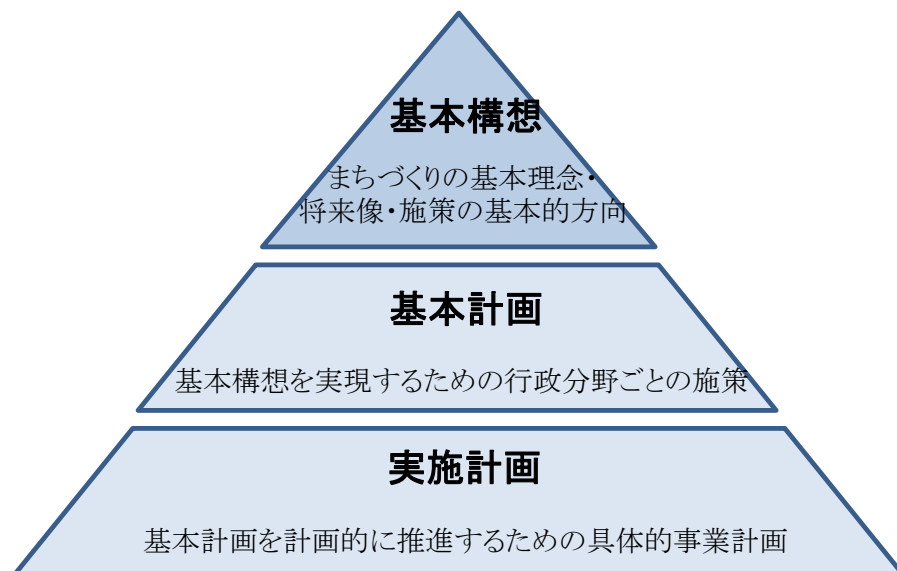
8. 計画の策定体制 別紙「策定フロー図」参考

- (1) 総合計画審議会
 ・各分野の代表者が参画する審議会を設置する。外部有識者等公募による委員を含め20名以内で構成する。（1号～4号委員まで。前回は20名で構成）
- (2) 庁内体制
 ①庁内策定会議・・・現行の課長会議を想定
 ②係長会議
 ③しらかわ若手会議(仮)
 ○策定主任者会議・・・実務者レベルの会議、各課（係）から若手・中堅職員で構成
 ○しらかわ担い隊(仮)・・・まちづくりに対する提言、アイデア等の掘り起こし役
- (3) 市民の参画
 ①市民サロンの企画・実施 ②まちづくりアンケートの実施
 ③小、中、高校生からの提言 ④パブリックコメント ⑤各地区ヒアリング など

9. 計画策定のスケジュール 別紙「第6次総合計画策定スケジュール案」参考

参考：総合計画の基本的な構成及び計画期間

【総合計画の基本的構成】



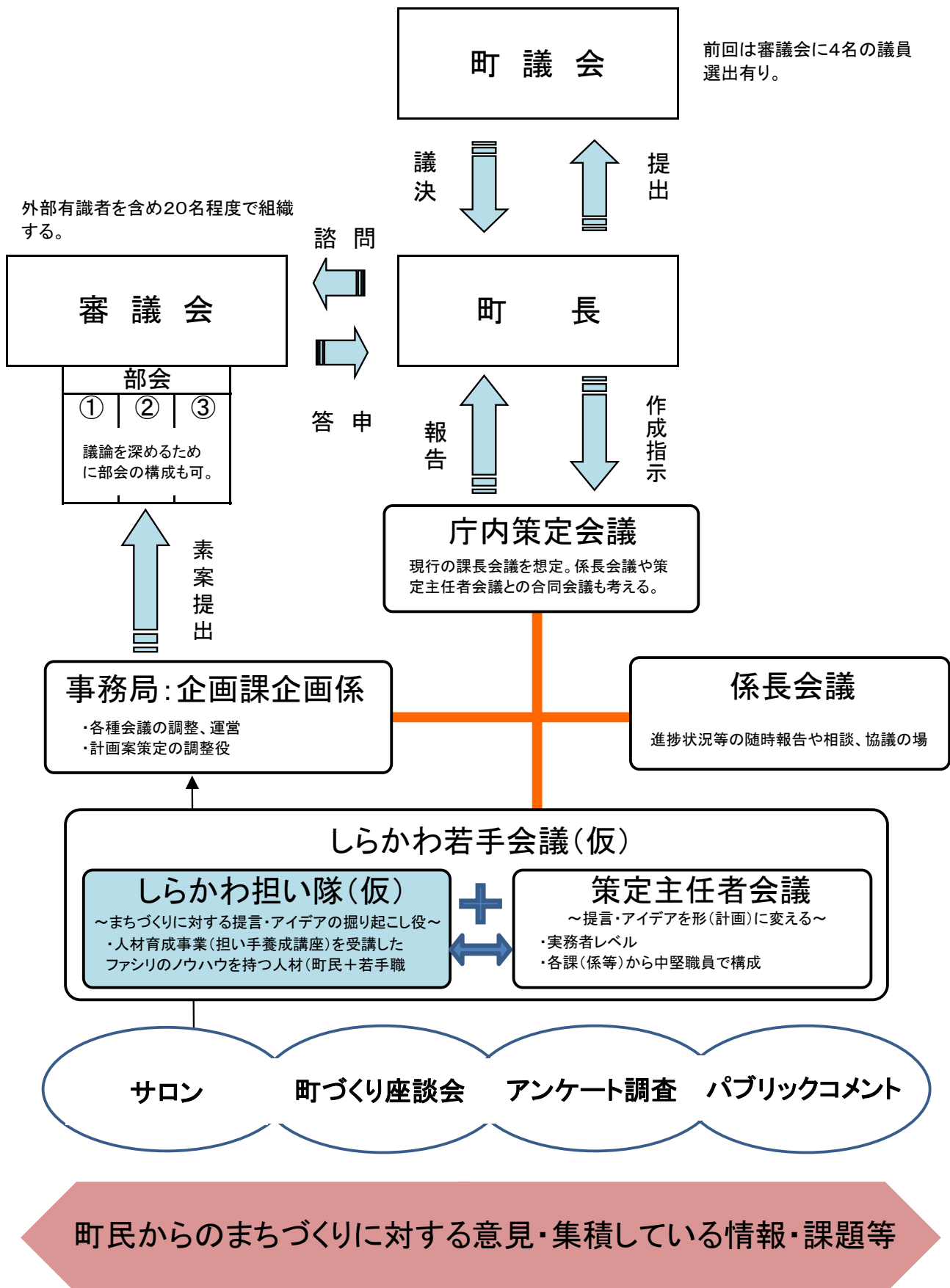
【総合計画・総合戦略の計画期間】

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第5次		第6次総合計画 基本構想								第7次	
		基本計画(前期)				基本計画(後期)					
		実施計画									
				実施計画							
						実施計画					
						実施計画					
第1期	第2期 総合戦略					第3期				第4期	

総合計画策定の推移（概要）

区 分	一 次 総	二 次 総	三 次 総	四 次 総	五 次 総
名 称	白川町総合開発計画	白川町第二次総合計画	白川町第三次総合計画	白川町第四次総合計画	白川町第五次総合計画
策定年 (基本構想議決)	昭和５０年３月 (昭和４９年１２月)	昭和５９年３月 (昭和５８年６月)	平成３年３月 (平成３年３月)	平成１３年３月 (平成１３年３月)	平成２３年３月 (平成２３年３月)
基本構想目標年次	昭和６０年（１１ヵ年）	昭和６５年（平２年・７ヵ年）	平成１２年（１０ヵ年）２１世紀	平成２２年（１０ヵ年）	平成３２年（１０ヵ年）
基本計画目標年次	前期:昭和５５年（６ヵ年） 後期:過疎計画で対応	昭和６５年（平２年・７ヵ年）	前期:平成７年（５ヵ年） 後期:平成１２年（５ヵ年）	前期:平成１７年（５ヵ年） 後期:平成２２年（５ヵ年）	前期:平成２７年（５ヵ年） 後期:平成３２年（５ヵ年）
キャッチフレーズ	生きがいに満ちた 誇り高き郷土をめざして	潤いと活力に満ちた町づくり	新時代に適応した イキイキ・はつらつとした町 美濃白川	人と自然が輝く あったかいまち 美濃白川	水源の里の恵みいっぱい 活力みなぎる人たちが暮らすまち 美濃白川
計画の基本理念	①自然も心も美しいふるさとづくり ②安全で、生きがいのある 明るい社会の構成 ③豊かな、水準の高い 町民生活の確保	①健康で幸せな生活づくり ②たくましく豊かな人づくり ③活力ある産業の基盤づくり ④安全で住みよい環境づくり ⑤融和と信頼のふるさとづくり	①安全で便利なまちをめざして ②イキイキと豊かなまちをめざして ③快適な環境のまちをめざして ④みんなが幸せなまちをめざして ⑤文化の香り高いまちをめざして	①安心安全に暮らせるまちをめざして ②人と地球にやさしいまちをめざして ③ともに支え合う壮健のまちをめざして ④住む人が主役の元気なまちをめざし ⑤心のあったかい人を育むまちをめざし	①人と人とのふれあいによるまちづくり ②緑（地域）の資源を活かした 豊かなまちづくり ③住む人みんなにやさしいまちづくり ④安全・安心・便利なまちづくり ⑤白川を愛し、たくましく 心のあったかい人を育むまちづくり
人口目標 (実 績)	昭和６０年 １４，５００人 ３，６４０世帯 (実績) 昭和６０年国調 １２，６８５人 ３，４３９世帯	昭和６５年 １２，８９２人 ３，２７８世帯 (実績) 昭和６５年国調 １２，１１８人 ３，２３６世帯	平成１３年 １３，５００人 (実績) 平成１２年国調 １１，２８２人 ３，２０７世帯	平成２２年 １１，７００人 (実績) 平成２２年国調 ９，５３３人 ３，１３１世帯	平成３２年 ９，５００人 (現状)※住基人口 令和元年６月 ８，１５９人 ３，１４９世帯

第6次白川町総合計画基本構想 策定フロー図



第6次総合計策定スケジュール案

項目		平成31年度(2019)												平成32年度(2020)																				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
全体スケジュール		第五次総合計画（平成23年から平成32年）																																
		基本構想策定												基本計画策定													策 定							
		町民意見の聴取（総合計画審議会・町民まちづくり調査・町民サロン・パブリックコメントなど）																																
議会	協議会	●		●							●													●										
	本会議	全体概要説明		策定要領説明						中間報告						基本構想の議決						全体計画の報告												
審議会	総合計画審議会		●			①審議会				②審議会				③審議会		④審議会						⑤審議会												
			委員の選考			策定要領について				基本構想案について				基本構想・基本計画について			基本構想最終案・基本計画について				計画最終案について													
町民意見の聴取など	①町民サロン																																	
	②まちづくりアンケート																																	
	③小・中・高校生提言																																	
	④パブリックコメント																																	
	⑤各地区ヒアリング																																	
庁内体制ほか	①庁内策定会議 ※現行の課長会議を想定		●							●				●					●															
	②係長会議		●							●				●					●															
	③策定主任者会議	●	策定要領・5次総の 検証について		必要に応じて随時相談・開催										必要に応じて随時相談・開催																			
	④5次総の検証																																	
その他	①まちづくり研究会																																	
	②白川担い隊																																	
委託業務	①策定支援業務		Ⅰ基礎資料作成業務			Ⅲ基本構想策定支援業務																												
	②印刷製本業務		Ⅱ町民まちづくりアンケート業務																							印刷・製本業務【本編・ダイジェスト版・小中学生向け冊子】								